

# 交通しまね

回覧



島根県交通安全シンボルマーク

No.160 平成27年10月発行

発行 (一財)島根県交通安全協会・島根県交通安全活動推進センター

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター内 TEL (0852)36-6338 FAX (0852)36-6362 ホームページ <http://www.shimane-ankyo.or.jp/>

## 事故ゼロの おくに自慢は しまねから

### 高齢者の交通事故防止運動

平成27年10月21日(水)から11月10日(火)までの21日間

[一斉行動日] 10月21日(水)・11月2日(月)



#### ★ 運動の重点 ★

- 夜光反射材着用の推進
- 道路横断時の安全確認の徹底と安全行動の実践
- 夕暮れ時・夜間のスピードダウンの徹底と早めのライト点灯
- 高齢者への思いやり運転の励行



～ 外出は 明るい笑顔と 反射材 ～

## 地区交通安全協会の活動紹介

交通安全協会は交通事故のない社会を目指して幅広い活動を行っています。



安来市

街頭呼びかけ出発式

松江市

親子の交通安全教室

雲南地区

街頭呼びかけ

出雲市

高齢者の自転車教室

大田市

街頭呼びかけ

邑智郡

交通安全高齢者大会

江津市

自転車の街頭指導

浜田市

高校生への呼びかけ

益田市

高齢者の交通安全教室

鹿足郡

街頭呼びかけ出発式

島後

子どもの街頭呼びかけ出発式

島前

子どもの街頭呼びかけ

### ～あなたの会費が交通安全のボランティアの活動を支えています～

交通安全協会への加入をお願いします。

#### 会員の特典

- 協賛店での割引等サービス**  
島根県内の600店以上の協賛店で割引制度が受けられます。
- 見舞金の支給**  
万が一事故に遭われた場合、見舞金をお支払いします。詳しくは各地区協会にお問い合わせください。
- チャイルドシートの無料レンタル(地区安協)**  
ただし返却時にクリーニング代をいただきます。各地区協会において貸し出しをしています。申し込み等については各地区協会へお問い合わせください。
- 優良運転者の表彰**  
10年～40年(10年毎)の優良運転者の表彰があります。

協賛店で買い物をしていただき何店かで割引のサービスを受けられますとあっという間に年会費相当の600円以上…になりお得な買い物ができる素敵なサービスです。

#### 新しい会員特典のお知らせ

会員になられた方へ希望により「しまねっこ運転免許証ケース」をお渡ししています。



島根県観光キャラクターしまねっこ  
島根運転第2157号

## 自転車運転者講習制度

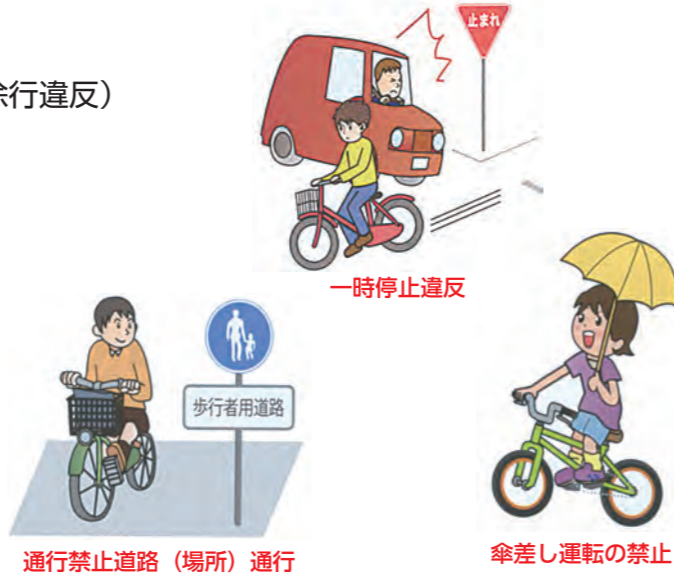
道路交通法が改正され、自転車の危険な行為に対する講習制度が本年6月1日から開始されました。

### 【自転車運転者講習制度の概要】

- 1 自転車運転者が3年以内に2回以上危険な行為を繰り返す。
- 2 交通の危険を防止するため、県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令する。
  - 受講命令に違反した場合、5万円以下の罰金
- 3 講習の受講
  - 講習時間 3時間
  - 講習手数料 5,700円

## 自転車運転講習の対象となる14の危険行為

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反



## 自転車にTSマークを貼っていますか？

自転車は手軽な乗り物で、子どもから高齢者まで幅広く利用されていますが、近年自転車が関与する交通事故や自転車利用者による危険な運転などが社会問題となる中、自転車が加害者となり高額な賠償判決事例が増えています。

安心・安全に乗るために、点検整備済TSマークを貼付しましょう。

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検、整備したときに貼付されるマークで、このマークが貼付されている自転車には、傷害及び賠償責任保険が付加されます。

TSマークは、TSマークのついた自転車安全整備店の看板のある店で取り扱っています。

保険の有効期間は自転車安全整備士による点検日（マークに記載されています）から1年間です。

### TSマーク（赤色マーク）付帯保険の補償内容

傷害補償	賠償責任	見舞金
<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡</li> <li>○重度後遺障害（1～4級）（一律）<b>100万円</b></li> <li>○入院加療15日以上（一律）<b>10万円</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡</li> <li>○重度後遺障害（1～7級）（限度額）<b>5,000万円</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入院加療15日以上（一律）<b>10万円</b></li> </ul>



自転車安全整備店マーク



TSマーク（赤色マーク）

## 高齢者の交通事故防止運動

平成27年10月21日(水)～11月10日(火)

### 運動の目的

全ての県民が、高齢歩行者の運動能力や高齢者の運動特性に関する認識を深め、高齢者に対する思いやりのある運転を励行するとともに、交通ルールの厳守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによって、高齢者の交通事故防止を図ることを目的としています。

運動に当たっては次のことに心がけましょう。

### 1 夜光反射材着用の推進

- 歩行者は、夕暮れ時から夜間に外出する時は、明るい服装に心がけ、夜光反射材を着用し、懐中電灯を携行しましょう。
- みんなで、高齢者に夜光反射材の着用を促しましょう。

### 2 道路横断時の安全確認の徹底と安全行動の実践

- 歩行者・自転車利用者は、道路を横断する前や横断中も必ず安全確認し、斜め横断や車の直前直後からの横断はしないようにしましょう。
- みんなで、高齢者が安全行動を実践するための声かけをしましょう。



### 3 夕暮れ時・夜間のスピードダウンの徹底と早めのライト点灯

- 運転者は、夕暮れ時・夜間はスピードダウンを励行しましょう。
- 運転者は、道路環境に応じた安全な速度で走行しましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、こまめな上向きライトへの切り替えを行いましょう。

### 4 高齢者への思いやり運転の励行

- 運転者は、高齢歩行者や自転車利用者を見かけた時は、減速や徐行・安全確認を徹底し、思いやりのある運転を実践しましょう。
- 運転者は、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示した車に対しては、幅寄せ・割り込み・あおり運転などをしないようにしましょう。



～ 思いやり ゆとりは無事故へ つづく道 ～